

入札説明書

国土交通省、文部科学省、文化庁、国立教育政策研究所、科学技術政策研究所、会計検査院及び金融庁の中央合同庁舎第7号館整備等事業に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書（添付資料を含む。以下「本件入札説明書」という。）によるものとする。

なお、本件入札説明書は、平成14年6月10日に公表した「中央合同庁舎第7号館整備等事業実施方針」（添付資料を含む。以下「実施方針」という。）並びに実施方針に対する質問・回答及び提案・意見（以下「実施方針等」という。）を反映したものであり、本件入札説明書と実施方針等に相違がある場合には、本件入札説明書の規定内容が優先し、また、本件入札説明書に記載がない事項については、本件入札説明書に対する質問・回答によるので、入札参加者は、これらを踏まえ、入札等に必要な手続きを行うこと。

1. 公告日 平成14年11月25日

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 春田 浩司

契約担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 春田 浩司

東京都千代田区霞が関2-1-2

支出負担行為担当官 文部科学省大臣官房会計課長 森口 泰孝

東京都千代田区霞が関3-2-2

支出負担行為担当官 文化庁次長 銭谷 眞美

東京都千代田区霞が関3-2-2

支出負担行為担当官 国立教育政策研究所総務部長 西 保國

東京都目黒区下目黒6-5-22

支出負担行為担当官 科学技術政策研究所長 今村 努

東京都千代田区霞が関1-3-2

支出負担行為担当官 会計検査院事務総長官房会計課長 小川 広

東京都千代田区霞が関3-2-1

支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 中江 公人

東京都千代田区霞が関3-1-1

本件に関する入札等の一切の手続きについては、上記の者を代表して、支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長春田浩司が行う。

3. 事業概要

(1) 事業名 中央合同庁舎第7号館整備等事業

(2) 対象公共施設及び入居予定官署

中央合同庁舎第7号館：合同庁舎（官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）第2条第3項に定めるものをいう。）

入居予定官署：文部科学省（本省・文化庁・国立教育政策研究所・科学技術政策研究所）、会計検査院、金融庁

(3) 事業場所 東京都千代田区霞が関3丁目2番

(4) 事業内容

中央合同庁舎第7号館整備等事業（以下「本事業」という。）は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第6条に基づき選定された事業として、開札の結果、落札者とされた者が、本事業を遂行することを目的とする特別目的会社（以下「PFI事業者」という。）を設立し、当該PFI事業者が、落札者とされた者の提案に基づき、いわゆるBTO(Build-Transfer-Operate)方式により、中央合同庁舎第7号館の設計・建設等を行い、当該施設の完成・引渡し後にその維持管理・運営

に関する業務を行うとともに、併せて自らの収益に資する施設（以下「民間収益施設」という。）の設計、監理、建設、維持管理及び運営に関する業務を行うものである。

以下に主な業務を示すが、より詳細な業務内容については、別添「中央合同庁舎第7号館整備等事業 建物等の建設及び維持管理並びに運営に関する契約書（案）」（資料1）、「中央合同庁舎第7号館整備等事業 業務要求水準書」（資料2）及び「福利厚生諸室の運営業務について」（資料3）を参照のこと。

また、上記の施設整備に当たっては、都市計画の見直しを行ったうえで、霞が関三丁目南地区における市街地再開発事業と併せて実施することとなる。

これらの詳細については、別添「都市計画の見直し」（資料4）、「市街地再開発事業」（資料5）及び「PFI事業及びこれに関係する事業」（資料6）を参照。

中央合同庁舎第7号館の設計、監理、建設、維持管理・運営に関する業務の内容

中央合同庁舎第7号館の設計、監理、建設、維持管理及び運営を行う事業（以下「PFI事業」という。）に関する業務の概要は以下のとおりである。なお、市街地再開発事業における施設の機能と実施主体の整理、土地及び建物の権利関係の整理については、別添「市街地再開発事業」（資料5）を参照。

ア 設計、監理及び建設等

PFI事業者は、中央合同庁舎第7号館（外構を含む。）の設計、監理及び建設（旧文部省庁舎の保存部分の耐震補強、保存・活用のための設計、監理及び工事を含む。）並びにこれらを実施する上で必要な建築確認申請等の行政手続き及び電波障害対策を行う。

なお、環境アセスメントが必要な場合は、当該環境アセスメントに係る業務を行う。

また、文部科学省が現庁舎から退去した後、埋蔵文化財の調査を行うべき範囲のうち国が実施した部分を除いて、必要な調査を行う。

イ 維持管理

PFI事業者は、完成・引渡し後の中央合同庁舎第7号館（旧文部省庁舎の保存部分及び外構を含む。以下同じ。）において、以下の業務を行う。

- ・建築物点検保守業務（植栽管理業務を含む）
- ・建築設備運転監視及び点検保守業務（環境管理業務を含む）
- ・清掃業務（廃棄物処理業務を含む）
- ・修繕業務

ウ 運営

PFI事業者は、完成・引き渡し後の中央合同庁舎第7号館において、以下の業務を行う。

- ・警備・受付業務の一部
- ・電話交換業務の一部
- ・公用車運行管理業務の一部
- ・福利厚生諸室（売店、食堂・喫茶、保育室）の運営業務

なお、福利厚生諸室の運営業務は、対価を利用者から徴収する独立採算により運営するものとする。

エ 官民区分所有建物の取扱い

中央合同庁舎第7号館は、市街地再開発事業により官民の区分所有建物として整備されるため、それぞれの持ち分に応じた割合の共用部分が生じるが、全体の共用部分の維持管理業務及び運営業務（警備業務に限る。）は一体として行う必要があり、これをPFI事業者に委託することで民間権利者と合意している。

なお、当該共用部分の維持管理業務及び運営業務のうち、PFI事業の対象となるのは、国の持ち分に応じた割合の負担部分であり、民間権利者施設等に係る一部の共用部分の維持管理業務は本事業の対象外である。

オ その他

入居予定官署の民間ビルの借上げ、引越し等仮庁舎に関する業務は、本事業の対象外とする。

民間収益施設の設計、監理、建設、維持管理・運営に関する業務の内容

P F I 事業者は、市街地再開発事業地区内において、国の同意を条件として、自らの提案により国有地に係る利用可能な床（市街地再開発事業地区内の許容される面積の床から、中央合同庁舎第7号館、民間権利者施設及び売却予定保留床取得者施設の部分を除いた床）を活用し、民間収益施設の設計、監理、建設、維持管理及び運営を行う事業（以下「P F I 事業の付帯事業」という。）を行うものとし、このために必要な行政手続についても自ら行うこととする。

なお、詳細については別添「P F I 事業の付帯事業（民間収益施設）」（資料7）を参照。

(5) 提供される業務の要求水準

別添「中央合同庁舎第7号館整備等事業業務要求水準書」（資料2）及び「P F I 事業の付帯事業（民間収益施設）」（資料7）によるものとする。

(6) 事業期間等

P F I 事業

事業契約締結の日の翌日から平成34年3月31日まで。

P F I 事業の付帯事業

事業契約締結の日の翌日から借地期間の満了時まで。なお、借地期間については、民間収益施設の工事着工日から約30年間とする。

なお、予定する全体のスケジュールは次のとおりである。

平成14年11月25日	入札公告
平成14年11月26日～平成14年12月20日	本件入札説明書に関する質問受付期間
平成14年11月26日～平成14年12月24日	競争参加資格の確認（第一次審査）資料の受付
平成14年12月27日	競争参加資格の確認（第一次審査）結果の通知
平成15年 1月15日	競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明の受付期限
平成15年 1月24日	競争参加資格がないと認められた者に対する理由の回答
平成15年 2月 7日～平成15年 3月12日	本件入札説明書に関する質問回答公表
なお、入札参加者が、第二次審査資料作成に当たって、早期に了知する必要があると判断される質問に関しては、平成15年2月7日（金）以前に回答を公表することがあるので注意すること。	
平成15年 3月13日	入札書及び第二次審査資料の提出
平成15年 3月	第二次審査資料のヒアリング
平成15年 4月24日	開札
平成15年 4月24日	落札者の決定
平成15年 4月	落札者との基本協定の締結
平成15年 4月以降	P F I 事業者との事業契約の締結
平成15年度	市街地再開発事業の施行認可
平成16年度	権利変換（土地）
	P F I 事業の付帯事業のための国有財産の有償貸付契約
	工事着工
平成19年 9月28日	施設（現霞山ビルの敷地部分を除く。）の引渡し期限
平成20年 1月 4日	施設の使用（維持管理・運営事業）開始
平成20年度	工事完了（現霞山ビルの敷地部分の引渡し期限）
平成34年 3月31日	P F I 事業の終了
平成46年度	P F I 事業の付帯事業の終了

(7) 事業期間終了後の措置

P F I 事業

P F I 事業が終了したときは、別添「中央合同庁舎第7号館整備等事業業務要求水準書」（資料2）に示す条件を保持していなければならない。

P F I 事業の付帯事業

P F I 事業の付帯事業が終了したときの措置については、別添「中央合同庁舎第7号館整備等事業業務要求水準書」（資料2）及び「P F I 事業の付帯事業（民間収益施設）」（資料7）を参照。

4. 競争参加資格

(1) 基本的要件

入札参加者は、 に掲げる業務のほか本事業に係る業務に携わることがを予定する単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。

なお、応募グループにあつては、代表企業を定めるとともに、当該代表企業が入札手続きを行うこととする。

入札参加者は、6.(1)に基づき提出する入札参加表明書において、下記の業務のほか本事業に係る業務に携わる応募企業、応募グループの各構成員又は協力会社（応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、P F I 事業者から下記の業務を直接受託し、又は請負うことを予定している者をいう。以下同じ。）の企業名及び携わる業務等を明らかにするものとする。

設計業務	施設等の設計
監理業務	施設等の工事監理
建設業務	施設等の建設
維持管理・運営業務	・建築物点検保守業務(植栽管理業務を含む) ・建築設備運転監視及び点検保守業務(環境管理業務を含む) ・清掃業務(廃棄物処理業務を含む) ・修繕業務 ・警備・受付業務の一部 ・電話交換業務の一部 ・公用車運行管理業務の一部 ・福利厚生諸室(売店、食堂・喫茶、保育室)の運営業務

なお、応募企業、応募グループの構成員又は協力会社のうちの 하나가、上記の複数の業務を兼ねて実施することは妨げないものとし、また、各業務は、業務範囲を明確にした上で応募企業、応募グループの構成員又は協力会社の間で分担することは差し支えないものとする。

ただし、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が監理業務と建設業務を実施することはできないものとする。

(注)「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

(2) 及び において同じ。

(2) 応募企業、応募グループの構成員又は協力会社に共通の参加資格要件

予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

福利厚生諸室の運営業務に携わる者を除き、本事業に係る業務に対応した予決令第72条の資格の認定等を受けている者であること（会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、所定の手続きに基づく再認定等を受けていること。）。

会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること（上記 の再認定等を受けた者を除く。）。

「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年建設省営管第124

号)による指名停止措置若しくは「文部省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱い要領」(昭和60年文会総第138号)による取引停止等措置又はこれらに準じると認められる措置を受けていないこと。

応募企業、応募グループの構成員又は協力会社のいずれかが、他の応募企業、応募グループの構成員又は協力会社でないこと。

国が本事業について、金融、法務、技術等に関する検討を委託するコンサルタント業務契約及びアドバイザー業務契約を締結する企業又はこれらと資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、本事業に関する業務契約を締結した企業は以下の通りである。

- ・ プライスウォーターハウスクーパース・フィナンシャル・アドバイザー・サービス株式会社(同協力事務所としてアンダーソン・毛利法律事務所、株式会社谷澤総合鑑定所及びウイリス ジャパン リミテッド)

- ・ 株式会社三菱地所設計(同協力会社として株式会社三菱総合研究所及び株式会社中野積算)

15.(1)に掲げる審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(3) 設計企業の参加資格要件

設計業務に携わる応募企業、応募グループの構成員又は協力会社(以下「設計企業」という。)は、次の要件を満たすこと。

「官庁営繕部建設コンサルタント業務等業者選定事務処理要領」(昭和53年建設省営管第383号)第7第2号の認定を受けた者であること(会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、国土交通省官庁営繕部長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項及び第3項に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

設計業務を複数の設計企業が分担して行う場合にあつては、いずれの企業においても及びを満たしていること。

次に示す管理技術者及び主任担当技術者を配置できること。

ア 管理技術者については、設計業務の技術上の管理及び統括に関する業務。

イ 建築分野の主任担当技術者については、「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」(昭和54年建設省告示1206号)における別表第2-1設計(以下「別表」という。)における(1)及び(2)の業務について管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

ウ 構造分野の主任担当技術者については、別表における(3)及び(4)の業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

エ 電気分野の主任担当技術者については、別表における(5)及び(6)の業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

オ 機械分野の主任担当技術者については、別表における(7)から(10)までの業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

カ 積算分野の主任担当技術者については、別表における(1)及び(2)に関する積算業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

キ ランドスケープ分野の主任担当技術者については、計画地における修景や造園を含む総合的な景観設計業務を、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

管理技術者及び建築分野主任担当技術者は設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

管理技術者は一級建築士であること。

配置予定技術者が国家公務員である場合には国家公務員法第103条(昭和22年法律第120号)第1項及び第3項の規定を、地方公務員である場合には地方公務員法第38条(昭和25年法律第261号)第1項の規定を満足していること。

平成4年4月1日以降に同種業務(完成・引渡ししが完了したものであって、基本設計及び実施設計(積算分野の主任担当技術者は積算業務)に携わったものに限る。)に携わった実績を

有する管理技術者並びに建築分野、構造分野、電気分野、機械分野、積算分野及びランドスケープデザイン分野の各主任担当技術者を配置できること。なお、同種業務に携わった実績とは、次のア、イ、ウ又はエのうち、管理技術者並びに建築分野、構造分野及び積算分野の主任担当技術者にあつてはアの、電気分野の主任担当技術者にあつてはイの、機械分野の主任担当技術者にあつてはウの、ランドスケープデザイン分野の主任担当技術者にあつてはエの項目に該当する実績をいう。また、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。なお、管理技術者及び各主任担当技術者はそれぞれ1名とし、互いに兼務することは認めない。また、3(3)に掲げる入札参加表明書等の提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていなければならない。

ア 建築分野、構造分野又は積算分野

a 建物用途 庁舎、事務所又は類似施設

なお、類似施設とは、事務所、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室（以下「事務室等」という。）の床面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設及び事務室等に該当する部分の床面積が下記cの要件を満たす施設（以下「部分類似施設」という。）を指すものとする。この場合において、床面積には事務室等に付随する共用部分の床面積を含めることができる。

b 構造 鉄骨造

c 建物規模 延べ面積 30,000 m²以上

d 建築物の高さ 60 mを超えること

e 構造躯体に制振構造を有する建築物（構造分野の主任担当技術者のみ）

イ 電気分野

a 建物用途 ア a に同じ

b 階数 地上 11 階以上

c 建物規模 延べ面積 30,000 m²以上

d 工事種目 電灯設備、火災報知設備

ウ 機械分野

a 建物用途 ア a 同じ

b 階数 地上 11 階以上

c 建物規模 延べ面積 30,000 m²以上

d 工事種目 空気調和設備、排水設備

エ ランドスケープデザイン分野

建築物の敷地（5,000 m²以上）におけるランドスケープデザイン

建築分野の主任担当技術者の手持業務について、携わっている設計業務（工事監理業務を除く。特定後未契約のものも含む。）が、原則として4件未満であること。

(4) 監理企業の参加資格要件

監理業務に携わる応募企業、応募グループの構成員又は協力会社（以下「監理企業」という。）は、次の要件を満たすこと。

「官庁営繕部建設コンサルタント業務等業者選定事務処理要領」第7第2号の認定を受けた者であること（会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、国土交通省官庁大臣官房営繕部長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

建築士法第23条第1項及び第3項に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

監理業務を複数の監理企業が分担して行う場合にあつては、いずれの企業においても及びを満たしていること。

各主任技術者の分担する業務内容は、次に関する業務を総括し工事監理者を補助する業務とし、各主任技術者のそれぞれについて複数名とする場合は、これら複数名の者のそれぞれの業務分担が明確にできること。

ア 建築監理主任技術者については、別表における(2)及び(4)に関する実施設計図書に基づく
工事監理

イ 電気設備監理主任技術者については、別表における(6)に関する実施設計図書に基づく工
事監理

ウ 機械設備監理主任技術者については、別表における(8)及び(10)に関する実施設計図書に
基づく工事監理

工事監理者、建築監理主任技術者、電気設備監理主任技術者及び機械監理設備主任技術者
は、監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

工事監理者、建築監理主任技術者、電気設備監理主任技術者及び機械設備監理主任技術者
は、平成4年4月1日以降に、完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす工事の工事監理実
績を有することとし、工事監理者の実績については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第
5条の4第2項に規定する工事監理者としての実績であること。なお、各主任技術者のそれぞ
れについて複数名とすることは支障ないが、工事監理者及び各主任技術者の兼務はいずれも認
めない。また、3(3)に掲げる入札参加表明書等の提出時点において、工事監理者及び各主任
技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出するこ
とは支障ないが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていなければならない。

ア 工事監理者及び建築監理主任技術者については、前記(3)アのうちeを除く要件。さら
に、工事監理者については、躯体、外装、内装を含むほか、電灯設備、火災報知設備、空気
調和設備及び排水設備のいずれもシステム一式を含むこと。また、建築主任技術者について
は、躯体、外装及び内装を含むこと。

イ 電気設備監理主任技術者については、前記(3)イに示す要件。工事種目のシステム一式
を含むこと。

ウ 機械設備監理主任技術者については、前記(3)ウに示す要件。工事種目のシステム一式
を含むこと。

(5) 建設企業の参加資格要件

建設業務に携わる応募企業、応募グループの構成員又は協力会社(以下「建設企業」という。)
は、次の要件を満たすこと。

「官庁営繕部工事請負業者選定要領」(昭和42年建設省営管第845号)第3の「工事種別」に
ついて、第7第1項第2号の認定を受けた者であること(会社更生法に基づく更生手続き開始の
申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者)
については、手続き開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続きに基づ
く一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

次のアからウの各工事に携わる建設企業は、国土交通省大臣官房官庁営繕部における一般競
争参加資格の認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)がそ
れぞれアからウに示す点以上であること(上記の再認定を受けた者にあつては、当該再認定
の際に経営事項評価点数がそれぞれアからウに示す点以上であること。)

ア 建築工事 1200点以上

イ 電気設備工事 1100点以上

ウ 暖冷房衛生設備工事 1100点以上

次のアからウの各工事に携わる建設企業は、平成4年4月1日以降に、元請として完成・引
渡しが完了した、次の基準を満たす新営工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構
成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。なお、複数の建設企業が工
事を共同して行う場合にあっては、そのうち1者が(工区又は工事種目(以下「工区等」とい
う。))ごとに分担して行う場合にあっては、それぞれの工区等ごとに1者が、当該施工実績を
有すること。

ア 建築工事

a 建物用途 (3) アaによる

b 構造 鉄骨造

c 建物規模 延べ面積30,000㎡以上

d 建築物の高さ 100m以上

- e 根切り深さ 地表面から15m以上（別の工事でもよい）
- イ 電気設備工事
 - a 建物用途 (3) ア aによる
 - b 階 数 地上11階以上
 - c 建物規模 延べ面積30,000㎡以上
 - d 工事種目 電灯設備、火災報知設備（別々の工事でもよい）

- ウ 暖冷房衛生設備工事
 - a 建物用途 (3) ア aによる
 - b 階 数 地上11階以上
 - c 建物規模 延べ面積30,000㎡以上
 - d 工事種目 空気調和設備、排水設備（別々の工事でもよい）

次のアからウの各工事に携わる建設企業は、それぞれアからウに示す基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。また、3(3)に掲げる入札参加表明書等の提出時点において、監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていなければならない。なお、複数の建設企業が工事を共同して行う場合にあっては、そのうち1者が（工区等に分担して行う場合にあっては、それぞれの工区等ごとに1者が）、下記の技術者を配置できること。

- ア 建築工事
 - a 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。
 - b 平成4年4月1日以降に、上記 アのうちeを除く基準を満たす新営工事（建築一式工事）を元請けとして施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
 - c 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有する者であること。

- イ 電気設備工事
 - a 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（電気・電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気・電子」又は「建設」とする者）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。
 - b 平成4年4月1日以降に、上記 イの基準を満たす電気設備の新営工事（工事種目についてシステム一式を施工していること）を元請けとして施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
 - c 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有する者であること。

- ウ 暖冷房衛生設備工事
 - a 一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械-流体機械」、「機械-暖冷房及び冷凍機械」、「水道」又は「衛生工学」とする者）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。
 - b 平成4年4月1日以降に、上記 ウの基準を満たす暖冷房衛生設備の新営工事（工事種目についてシステム一式を施工していること）を元請けとして施工した実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
 - c 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有する者であること。

(6) 維持管理・運営企業の参加資格要件

維持管理・運營業務に携わる応募企業、応募グループの構成員又は協力会社(以下「維持管理・運営企業」という。)は、次の要件を満たすこと。

福利厚生諸室の運營業務に携わる維持管理・運営企業を除き、平成13・14・15年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁共通)審査において、資格の種類が「役務の提供等」、競争参加地域が「関東・甲信越」、「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。

維持管理・運營業務を行うに当たって、必要な資格(許可・登録・認定など)を有すること。

5. 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2
国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課特別整備企画室
電話 03-5253-8111(内線 23319)

6. 競争参加資格の確認(第一次審査)等

(1) 入札参加希望者は、本件入札に参加することを表明し、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加表明書、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料(以下「参加表明書等」という。)を提出し、支出負担行為担当官国土交通省大臣官房官庁営繕部長より競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

入札参加表明書において、本事業に関連する業務に携わる企業として明らかにする者のうち、4.(2)、(3)、(4)、(5)又は(6)の認定等を受けていない企業を含む場合においても、次に従い参加表明書等を提出することができる。この場合において、(2)及び から までに掲げる要件を満たしており、かつ、4.(3)、(4)、(5)又は(6)の認定等を受けていない企業にあっては、それぞれ4.(3) から まで、(4) から まで、(5)及び まで又は(6)に掲げる要件を満たしているときは開札の時に上記企業が4.(2)、(3)、(4)、(5)及び 並びに(6)に掲げる要件を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に上記の企業がこれらの要件を満たしていなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加することができない。

提出期間： 平成14年11月26日(火)から平成14年12月24日(火)まで、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで。

提出場所： 5. に同じ。

提出方法： 参加表明書等の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 提出書類は、別添「中央合同庁舎第7号館整備等事業 様式集及び記載要領」(以下「様式集」という。)に定めるところに従い作成すること。

(3) 4.(5)の同種の工事の施工実績及び並びに4.(5)の配置予定の技術者の同種の工事の経験の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあっては、我が国における同種の工事の施工実績及び経験をもって行う。

(4) 競争参加資格の確認は、参加表明書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成14年12月27日(金)までに通知する。

(5) 競争参加資格確認後は、応募企業、応募グループの構成員又は協力会社の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は認めない。

ただし、やむを得ない事情が生じ、応募グループの構成員又は協力会社を入札書及び第二次審査資料提出日までに変更又は追加しようとする者にあっては、国と事前協議を行い、国の承諾を得るとともに、変更又は追加後において4.に掲げる競争参加資格を有することが確認できる場合(当該変更又は追加しようとする企業が、4.(2)、(3)、(4)、(5)又は(6)の認定

等を受けていない企業（当該認定等に係る申請を行ったことを確認できる企業に限る。）である場合は、当該企業が、(2) 及び から までに掲げる要件を満たしており、かつ、4.(3)、(4)、(5) 又は(6) の認定等を受けていない企業にあつては、それぞれ4.(3) から まで、(4) から まで、(5) 及び まで又は(6) に掲げる要件を満たし、落札の時に当該企業が(2)、4.(3)、(4)、(5) 及び 並びに(6) に掲げる要件を満たしていることを条件とする。)に限り、応募グループの構成員又は協力会社の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更をすることができる。

なお、この場合においては、速やかに構成員等変更届を別添「様式集」に定めるところに従い提出すること。

(6) その他

参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

支出負担行為担当官は、提出された参加表明書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

提出された参加表明書等は、落札者決定後、落札者以外の入札参加者から提出されたものについては返却する。

(5) ただし書きに該当する場合を除き、提出期限以降における参加表明書等の差し替え及び再提出は認めない。

したがって、入札参加者は、別添「様式集」を熟読し、脱漏・不備等が無いよう特段の注意を払い、参加表明書等を作成すること。

なお、入札参加者が以上を踏まえたうえで参加表明書等を作成し、正式に提出する前に十分な時間的余裕を持って仮提出されるものに限り、正式に受理した場合に競争参加資格がないと認められる記載内容等についての指摘等を行う。

参加表明書等に関する問い合わせ先

5. に同じ

7. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

提出期限： 平成15年1月15日（水）午後5時。

提出場所： 5. に同じ。

提出方法： 書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成15年1月24日（火）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8. 本件入札説明書に対する質問

(1) 本件入札説明書に対する質問（実施方針等に記載があつて本件入札説明書に記載がない事項に関する質問を含む。）がある場合には、別添「様式集」に定めるところに従い質問書を提出すること。

期間： 平成14年11月26日（火）から平成14年12月20日（金）まで。

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで。

場所： 5. に同じ。

方法： 質問書は電子ファイルとし、当該電子ファイルを保存した3.5インチのフロッピーディスクを持参又は郵送（書留郵便に限る。）することにより提出するものとし電送によるものは受け付けない。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供するとともに国土交通省のホームページに掲載する。

期間： 平成15年2月7日（金）から平成15年3月12日（水）まで、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで。

なお、入札参加者が、第二次審査資料作成に当たって、早期に了知する必要があると判断される質問に関しては、平成15年2月7日（金）以前に回答を公表することがあるので注意すること。

場所： 5. に同じ。

9. 入札書及び第二次審査資料の提出

競争参加資格の確認を受けた入札参加者は、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した第二次審査資料（以下「提案資料」という。）を提出すること。

なお、以下の提出日時に入札書及び提案資料を提出しない者は本競争に参加することができない。

- (1) 提出日時： 平成15年3月13日（木）午後2時00分。（ただし、郵便による提出の受領期限は、平成15年3月12日（水）午後5時00分）
- (2) 提出場所： 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2
国土交通省大臣官房官庁営繕部入札室（ただし、郵便による入札書及び提案資料の提出先は、5. に同じ。）
- (3) 提出方法： 持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。電送による提出は認めない。

10. 入札方法等

(1) 入札方法

入札参加者は、本件入札説明書及び本件入札説明書に対する質問・回答を熟覧のうえ、入札書を提出しなければならない。

入札書は持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。電送による入札は認めない。

入札書は、別添「様式集」に定めるところに従い作成し、封かんのうえ、入札参加者の氏名（応募グループの場合は、グループ名及び代表企業の氏名）を表記し、公告に示した時刻までに、入札書を提出しなければならない。

郵送（書留郵便に限る。）により入札書を提出する場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、支出負担行為担当官国土交通省大臣官房官庁営繕部長春田浩司あての親展で提出しなければならない。

の入札書は公告に示した時刻までに到着しないものは無効とする。

入札書を提出するに当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参しなければならない。ただし、郵便による入札の場合は、当該通知書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

入札参加者は、代理人（入札参加者により完成された入札書を伝達する使者は含まない。）をして入札させるときは、その委任状を別添「様式集」に定めるところに従い作成し、提出場所に持参させなければならない。ただし、郵便による入札の場合は、と同様に委任状を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

入札参加者は、予決令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人にすることができない。

(2) 入札の辞退

競争参加資格の確認を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合、以下に掲げるところにより、申し出るものとする。

入札執行前にあつては、別添「様式集」に定める「入札辞退届」を5.の場所に直接持参、又は郵送（入札書提出日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

入札執行中にあつては、「入札辞退届」又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

(3) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について如何なる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(4) 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(5) 入札価格の記載

入札価格の算定方法については、別添「入札価格の算定及び対価の支払方法」(資料8)を参照すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額から施設費に係る割賦手数料相当額を控除した金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から施設費に係る割賦手数料相当額を控除した金額の105分の100に相当する金額に施設費に係る割賦手数料相当額を加算した金額を入札書に記載すること。

(6) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

なお、2回目の入札の執行は、支出負担行為担当官が指定する日時に行う。

11. 提案資料等

(1) 提案資料は、別添「様式集」に定めるところに従い作成すること。

(2) 提案資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 提案資料の取扱い・著作権

著作権

提案資料の著作権は、入札参加者に帰属する。なお、本事業の公表その他国が必要と認めるときは、国は提案資料の全部又は一部を使用できるものとする。

なお、契約に至らなかった入札参加者の提案資料については、本事業の公表以外については使用せず、落札者決定後、落札者以外の入札参加者の提案資料については返却する。

特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

(4) 国が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 複数の提案を行うことはできない。

(6) 提案資料提出後は、提案資料の変更はできない。

(7) 提案資料に関する問い合わせ先

5. に同じ。

12. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 免除する。

ただし、PFI事業者は建設工事の履行を確保するため、工事着工日から施設引渡日までを期間として、建設工事に相当する金額(設計費を含む。)の100分の10以上について、支出負担行為担当官国土交通省大臣官房官庁営繕部長又はPFI事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、事業契約締結後速やかに当該履行保証保険契約に係る保険証券を支出負担行為担当官国土交通省大臣官房官庁営繕部長に提出すること。なお、PFI事業者を被保険者とする履行保証保険契約が建設企業によって締結される場合は、PFI事業者の負担により、その保険金請求権に事業契約に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を支出負担行為担当官国土交通省大臣官房官庁営繕部長のために設定するものとする。

13. 開札

- (1) 日時： 平成15年4月24日(木)午後2時00分。
なお、開札の日は予算の成立をもって確定する。
- (2) 場所： 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2
国土交通省大臣官房官庁営繕部入札室
- (3) その他： 入札者(応募グループの場合は代表企業)又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

14. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(1) 入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札書提出後開札の時までに4.に掲げる資格を失ったもの、又は、開札の時に4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

本競争の開札は、平成15年4月24日(木)に行われるため、4.(3)、(4)又は(5)の認定等は、平成15年度において有効なものでなければ、上記の「開札の時に4.に掲げる資格のないもの」に該当することとなるので、その点に十分留意し、所定の手続きを行うこと。

- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 「入札参加表明書」に記載された応募グループの代表企業以外の者のした入札
- (4) 「入札参加表明書」その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (10) その他本件入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

15. 落札者の決定方法等

本件入札は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して、落札者を決定する総合評価落札方式により行う。

(1) 落札者の決定方法

第二次審査

学識経験者等並びに国土交通省、文部科学省、会計検査院及び金融庁職員で構成する「中央合同庁舎第7号館整備等事業総合評価審査委員会」(平成14年7月設置済。以下「審査委員会」という。)において、入札参加者の提案資料の内容が、別添「中央合同庁舎第7号館整備等事業業務要求水準書」(資料2)のすべてを満たしていることを確認し、基礎点を付すとともに、入札参加者の提案内容のうち国が特に重視する項目について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加点を行い、各提案ごとに得点を付する。(詳細は別添「中央合同庁舎第7号館整備等事業 事業者選定基準」(資料9)を参照すること)

なお、審査過程において必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。この場合は、実施日時及び場所を後日連絡する。

【審査委員会の構成】

- 委員長 山内弘隆 (一橋大学大学院商学研究科教授)
委員 光多長温 (鳥取大学教育地域科学部教授)
緒方瑞穂 (日本不動産鑑定協会理事・国際委員長)
古谷誠章 (早稲田大学理工学部教授)

高橋志保彦（神奈川県立大学工学部教授）
坂本雄三（東京大学大学院工学系研究科教授）
野城智也（東京大学生産技術研究所教授）
国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長
国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課長
文部科学省大臣官房会計課政府調達企画官
会計検査院事務総長官房会計課会計管理官
金融庁総務企画局総務課管理室長

総合評価

提案資料の内容が、別添「中央合同庁舎第7号館整備等事業業務要求水準書」（資料2）のすべてを満たしているとともに、開札の結果、入札価格が予定価格の制限の範囲内である入札参加者のうち、の得点を、入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）が最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

(2) 審査事項

別添「中央合同庁舎第7号館整備等事業 事業者選定基準」（資料9）を参照。

(3) 入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、掲示及び国土交通省のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、PFI法第8条に規定する客観的評価については落札者と基本協定書を締結後に公表する。

16. 基本協定書の締結

落札者は、落札決定後7日以内に、国（支出負担行為担当官・契約担当官国土交通省大臣官房官庁営繕部長、支出負担行為担当官文部科学省大臣官房会計課長、支出負担行為担当官文化庁次長、支出負担行為担当官国立教育政策研究所総務部長、支出負担行為担当官科学技術政策研究所長、支出負担行為担当官会計検査院事務総長官房会計課長及び支出負担行為担当官金融庁総務企画局総務課長）を相手方として、別添「中央合同庁舎第7号館整備等事業 基本協定書（案）」（資料10）に基づき、基本協定を締結しなければならない。

17. 特別目的会社の設立等

落札者は、本事業を実施するため、商法（明治32年法律第48号）に定める株式会社として特別目的会社（PFI事業者）を契約締結時まで設立するとともに落札者又は落札者たるグループの全構成員（以下「落札者等」という。）は、当該特別目的会社に対して出資するものとする。

なお、落札者等の特別目的会社に対する出資に関する詳細については、別添「中央合同庁舎第7号館整備等事業 基本協定書（案）」（資料10）を参照のこと。

18. 事業契約の締結

PFI事業者は、落札決定後2ヶ月以内に、国を相手方として、別添「中央合同庁舎第7号館整備等事業建物等の建設及び維持管理並びに運営に関する契約書（案）」（資料1）により事業契約を締結しなければならない。

なお、契約金額は、落札者が入札書に記載された金額に、当該金額から施設費に係る割賦手数料相当額を控除した金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

19. 手続における交渉の有無 無。

20. 契約書作成の要否等

別添「中央合同庁舎第7号館整備等事業 建物等の建設及び維持管理並びに運営に関する契約書（案）」（資料1）により、作成するものとする。

21. 支払条件

別添「入札価格の算定及び対価の支払方法」（資料8）を参照のこと。

22. 建設工事保険等付保の要否

別添「保険等の取扱いについて」（資料11）を参照のこと。

23. 本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無。

24. 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府調整局政府調達苦情処理対策室内政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-3581-0384（直通））に対して苦情を申立てることができる。

25. 関連情報を入手するための照会窓口

5. に同じ。

26. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、本件入札説明書を熟読し、かつ、遵守すること。
- (3) 入札をした者は、入札後、本件入札説明書についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。
- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止の措置要領」又は「文部省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱い要領」に基づく指名停止又は取引停止等を行うことがある。

添付資料一覧

資料1 中央合同庁舎第7号館整備等事業 建物等の建設及び維持管理並びに運営に関する契約書（案）

資料1-1 業績監視及び改善要求措置要領

資料1-1-1 業績監視の概要

資料1-1-2 設計図書一覧

資料1-1-3 中間確認項目等一覧表

資料1-2 中央合同庁舎第7号館整備等事業の付帯事業（民間収益施設）に関する国有財産有償貸付契約書（案）

資料2 中央合同庁舎第7号館整備等事業 業務要求水準書

資料2-1-1 用語の定義（要求水準書関係）

資料2-1-2 業務提供時間帯

資料2-1-3 維持管理運営体制 庁舎サービスセンター設置例

資料2-1-4 セキュリティポイント設定のイメージ

資料2-1-5 適用する基準類[一部参考資料]

資料2-2-1 旧文部省庁舎 保存修復等範囲図

資料2-2-2 既存建物図面・旧文部省庁舎竣工写真

資料2-2-3 移設再利用物品並びに PFI 事業と関係する別個事業物品リスト

資料2-2-4 旧文部省庁舎・会計検査院庁舎本館 現況調査項目

資料2-2-5 旧文部省庁舎コンクリートコア抜き調査報告（抜粋）

資料2-2-6 敷地測量図

資料2-2-7 既存土質柱状図

資料2-2-8 埋蔵文化財調査概要

資料2-2-9 文化財登録・現状変更手続

資料2-2-10 業務実施条件書（施設整備）

資料2-2-11 建築可能範囲

資料2-2-12 面積構成表

資料2-2-13 建築設備における所有区分の基本的な考え方

資料2-2-14 中央広場の隣接区域との接続範囲

資料2-2-15 中央貫通通路の計画及び隣接区域との接続位置

資料2-2-16 LCCO₂算出方法

資料2-2-17 構造体の耐震・耐風に関する性能

資料2-2-18 旧文部省庁舎の耐震診断及び耐震補強計画案

資料2-2-19 高度なバリアフリー化の考え方

資料2-2-20 有効面積比率の算出方法

資料2-2-21 旧文部省庁舎等検討委員会提言

資料2-3-1 建物性能劣化と修繕業務の考え方

資料2-3-2 主な業務内容（維持管理項目）[参考資料]

資料2-3-3 主な業務内容（清掃業務項目）[参考資料]

- 資料2-3-4 主な消耗品 [参考資料]
 - 資料2-3-5 廃棄物の実績量及び機密文書廃棄物の処理方法
 - 資料2-4-1 各運營業務に関するデータ
 - 資料2-4-2 福利厚生諸室運營業務に関するデータ
 - 資料2-5-1 共通仕様一覧
 - 資料2-5-2 性能記号一覧表
 - 資料2-5-3 主要室内部仕上げ及び内装グレード設定一覧
 - 資料2-5-4 諸室毎の要求水準（施設整備）
 - 資料2-5-5 諸室毎の要求水準（維持管理）
 - 資料2-5-6 上級室廻り諸室関連図
 - 資料3 福利厚生諸室の運營業務について
 - 資料3-1 業務委託契約書（案）
 - 資料4 都市計画の見直し
 - 資料5 市街地再開発事業
 - 資料5-1 霞が関三丁目南地区（仮称）第一種市街地再開発事業にかかる基本協定書（案）
 - 資料6 PFI 事業及びこれに係る事業
 - 資料7 PFI 事業の付帯事業（民間収益施設）
 - 資料7-1 中央合同庁舎第7号館整備等事業 民間収益施設 要求水準書
 - 資料8 入札価格の算定及び対価の支払方法
 - 資料8-1 福利厚生諸室関係の業務範囲
 - 資料9 中央合同庁舎第7号館整備等事業 事業者選定基準
 - 資料9-1 中央合同庁舎第7号館整備等事業 事業計画 要求水準書
 - 資料10 中央合同庁舎第7号館整備等事業 基本協定書（案）
 - 資料11 保険等の取り扱いについて
- 別添資料 中央合同庁舎第7号館整備等事業 様式集及び記載要領